

## 規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5(a)に基づくものです。〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

食品添加物（メチルセルロース及び二炭酸ジメチル）

#### 3 趣旨及び目的

食品添加物メチルセルロース及び食品添加物二炭酸ジメチルの規格基準の改正

#### 4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

#### 5 照会先

消費者庁 食品衛生基準審査課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5240

#### 6 意見提出期限

意見提出不可